

豊見城市社協

福祉のネットワークづくり

推進事業

【 福祉推進委員会活動の手引き 】



あなたの周りで、こんなことはありませんか？

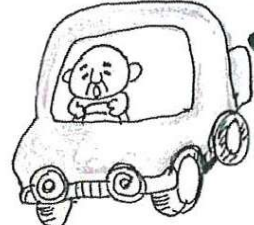


見守り



- 声かけ、コミュニケーション どうしたらいい?
- ボランティア足りない

買い物 移動



免許返納後の 移動手段が 心配

介護予防

- 男性の参加が 少ない
- 参加したいが 足(車)がない



ミニデイ 地域の集いの場



自治会

老人会、子ども会、婦人会... 30%

- 役員の成り手が いない
- 加入率が低い

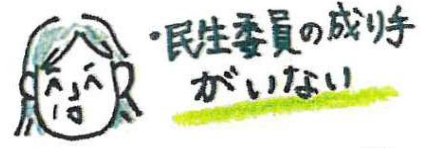
自治会長 10年目



アパート住民

その他意見

- 保育所 足りない
- 行事が 少ない



• 移動図書館 あったらいいな

• アパート住民や 若い世代は 加入しない

社協福祉のネットワークづくり事業とは・・・

私たちは、自分の生まれた地域で多くの方々に、支えられ見守られて育ってきました。私たちの住み慣れた地域では、地域住民同士の交流や、困ったときの助け合いや支え合う環境がありました。

しかし、現在の社会では、少子高齢化や核家族化の進行等により、住民同士の交流の機会が減り、つながりが希薄化してきています。また、アパートの増加等により自治会の加入率も低下し、地域行事の参加者も少なくなってきました。

そのような中で、育児や介護等のストレスからくる虐待の問題、貧困や社会的孤立など、地域では様々な福祉課題が増えてきています。

地域で安心して暮らすためには、住民のつながりが大切であり、子どもから高齢者まで、顔の見える関係づくりが必用になってきます。また、気軽なあいさつや声かけを継続する事で、見守り活動から地域の防犯活動や防災活動にもなります。



『社協福祉のネットワークづくり事業・福祉推進員会活動』は、小地域を単位として、地域住民の顔の見える関係づくりを通して、互いに支え合い・助け合う仕組みづくりの推進を目的としています。

小 地 域 ネット ワ ー ク 活 動 会 福 祉 推 進 委 員 会

住みなれた地域で援助を必要とする方々が、さまざまなサービス・制度を利用しながら、近隣住民のあたたかい支えによって、自立した生活ができるよう、自治会を単位とした福祉のネットワークづくりをすすめていく組織です。

◎福祉推進委員会は、このような活動を行っています。

(1) 住民の福祉活動への理解や参加を推進する事業

- 共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい募金）、各種募金への協力
- 福祉懇談会の開催、福祉制度・介護に関する勉強会等
- 福祉施設等の見学等

(2) 予防・環境改善及び世代間交流事業

- 危険箇所の点検と子ども遊び場づくり
- 奉仕作業（掃除・草刈り、花いっぱい等環境美化作業）
- レクリエーション
（グラウンドゴルフ・ゲートボール・ピクニック・社会見学）
- 昔の遊具づくり・昔遊びの伝承（世代間交流）
（風車・竹とんぼ・虫かご・折り紙・お手玉等）
- 地域ミニデイサービス事業の実施
※レクリエーション＝健康づくり・社会参加・娯楽活動・交流活動

(3) 援護を必要とする世帯を支援する活動

- 友愛訪問活動（話相手や声かけ等の見守り活動）
- 交流会及び会食会
- 住民参加型在宅福祉サービス（ゴミ出し・庭木の剪定・電球交換等々）

(4) 連絡・連携を図る活動

- ネットワークづくり推進連絡会への参加
- 行政や社協等関係機関への連絡調整
- 各種関係行事等への協力

(5) その他の事業

- ネットワークづくり推進地区が必要とする事業

福祉推進委員会の活動例 ～具体的にどんな



地域の福祉力が高まる！



**地域
ネット**

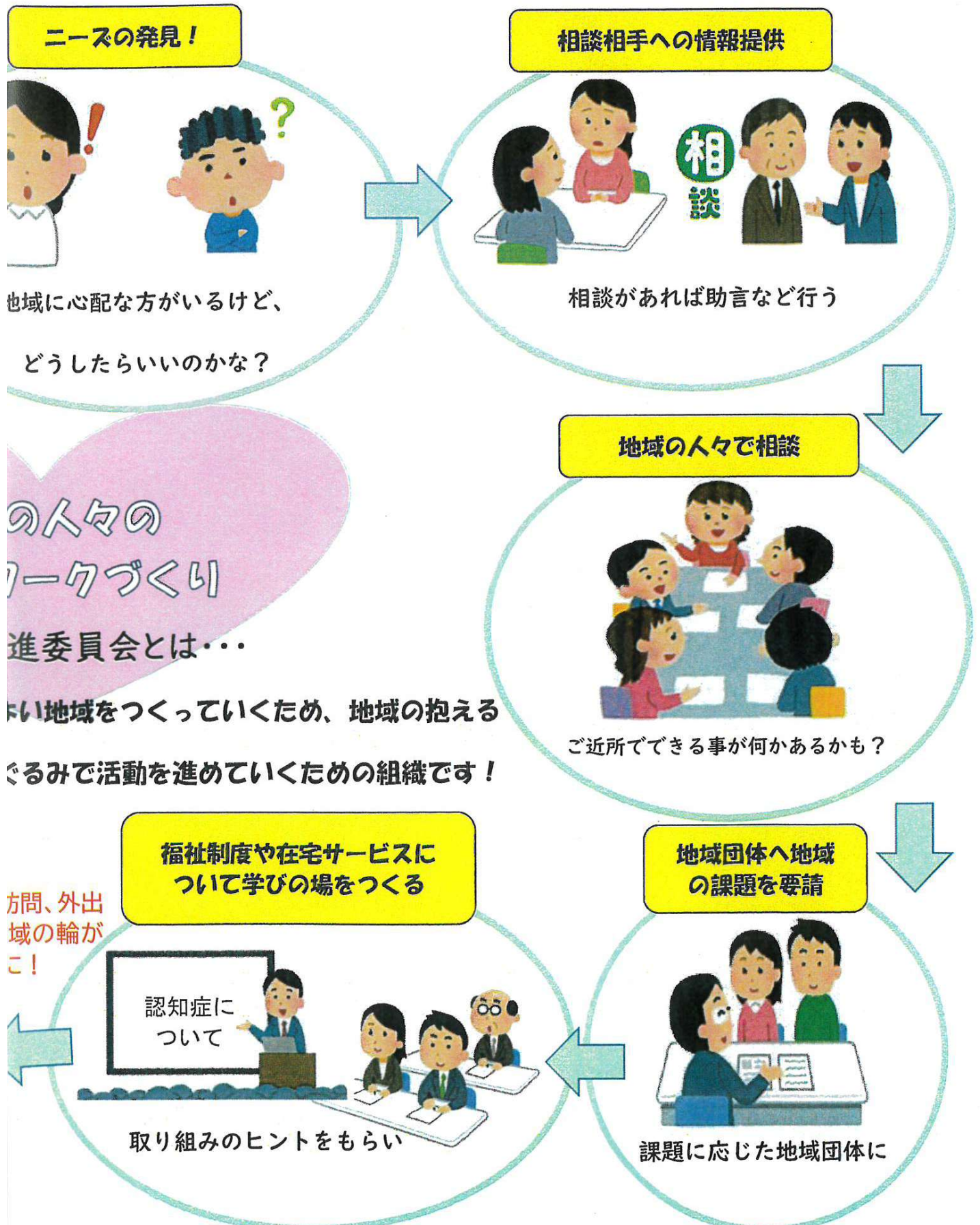
★地域福祉推

一人ひとりが助け合い、支え合って住み
福祉の問題などについて話し合い、地域

住民が支援づくりに参加！



動き方をしたら地域の福祉力が高まるのか？～



福祉のネットワークづくり活動の一例

○老人会・女性会・子供会合同運動会

地域の皆さんが一堂に会しスポーツ交流を通して、三世代間交流や地域間の交流を深めます



○子ども友遊まつり

昔の遊具づくりや遊び方を教えてもらいながら世代間交流を深めます



○社会福祉展

各地区ミニデイ利用者や社会福祉団体の製作品を一堂に展示し、交流の機会を通して地域福祉への関心を広げます



○チャンプルー交流会

各地区福祉推進委員会が一堂に会し歌や踊りを通して交流を図ります

○ボランティア交流会

地域で活動するボランティアの皆さんと情報交換や交流の機会を通して労をねぎらい、地域福祉への理解者・協力者を広げていきます。



地域では、このような活動を行っています。
一緒に始めませんか？



見守り



庭の草刈りを代行



エコフレンドリー
花咲かせ会

地域を花でいっぱい
したい
根差部花友会
桜山荘
花遊センター

毎朝
花に水をあげながら
地域を清掃しながら

見守り・あいさつ



ラジオ体操

Aコープ
とみるる



3,000円以上
お買い物で
自宅まで送迎

介護予防



三線・ウクレレ ゲートボール・模合

これ、食べたい〜
おいしいわ



ゆんたく会

トフ
とく丸
かつい食品
池田食品
パン屋さん
おしめしん



コープ
持ち運び

企業による買い物支援

THE 男の集い

フーディーの
おあじに
小室の青



カラオケ



歌声サークル

自治会

平和台
困り事
相談事業

1人暮らしの高齢者や
高齢者夫婦の家での困り事
相談にのります!



コロナ禍で
手作りマスクを
プレゼント
上田山川
布マスク制作隊

福祉のネットワークづくり推進事業 福祉推進委員会のすすめ方

- ① 地域全体の福祉とふれあい活動をすすめていく組織です。
- ② 自治会をはじめ、子ども会、老人会、婦人会、OB会等の各種団体の協力をお願いします。
- ③ 推進委員会会則の作成、推進委員の構成。
 - ◎委員→自治会、老人会、婦人会、子ども会、OB会、PTA、民生委員などの地域福祉に関心のある方で構成する。
 - ◎会則により、名簿を作成する。
- ④ 事業計画をつくる。
 - ◎自治会で開催しているふれあい事業との共催。
 - ◎子ども会、婦人会、老人会等の交流を図る事業。
 - ◎友愛訪問、見守り活動、地域のつながりのある活動。
 - ◎福祉制度やサービスについての学習会など。
 - ◎地域に合わせた無理のない活動を計画する。
 - ◎地域ミニデイサービス事業の実施
- ⑤ 福祉推進委員会の結成、及び、地域ミニデイ事業の開所。
- ⑥ 計画により事業を進行していく。
- ⑦ 年度終了時の事業実績の報告。
- ⑧ 次年度計画書の作成・申請。

〇〇〇福祉推進委員会会則（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇〇福祉推進委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局は、〇〇〇自治会集会所内におく。

（目 的）

第2条 本会は、相互扶助の理念に基づき地域福祉の増進を図り、安心して住める福祉のまちをつくるため、地域に即した福祉活動を行う。

（構 成）

第3条 本会は、自治会役員・民生委員児童委員・老人クラブ・ボランティア・友愛訪問員・婦人会・PTA・子ども会育成会、その他第2条の目的に賛同する者をもって構成する。

（役員を選任）

第4条 本会に次の役員を置く。

委員長	1名	副委員長	2名	書記	1名
会計	1名	渉外	2名	監事	1名

- 2 正副委員長は、総会にて選任する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠による就任した役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 書記・会計・監事・渉外は、委員長が本会の同意を得てこれを委嘱する。

（役員職務）

第5条 委員長は、本会を代表し会議を招集し、その会務をとりまとめる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し本会に報告する。
- 4 書記会計は、委員長の指示により本会の書記会計を処理する。
- 5 渉外係りは、外部との連絡調整を行う。
- 6 本会に、相談役を置くことができる。相談役は、委員長の相談に応じる。

（会議の種類）

第6条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 連絡会は、必要に応じて開催する。

（会計年度）

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会費・補助金・寄付金等をもってこれをあてる。

（会則の変更）

第8条 この会則を変更しようとするときは、総会の同意を得なければならない。

（その他）

第9条 この会則に定めのない事項は、総会において協議のうえ定める。

附 則

この会則は、 年 月 日より施行する。



活動見本

(1 - 1)

※このような事業が考えられます

令和〇年度 社協福祉のネットワークづくり推進地区活動計画書

(〇〇〇福祉推進委員会)

年 月	活 動 計 画 事 項	経 費
4月	総会、新入生歓迎会、朝の交通安全指導	〇〇〇〇〇〇円
5月	社協 子ども友遊まつり 世代間交流会（グラウンドゴルフ等） （子ども会・青年会・PTA・OB会・婦人会・老人会）	〇〇〇〇〇〇円
6月	社協 生きがい健康づくりチャンプルー交流会 地域清掃活動	〇〇〇〇〇〇円
7月	社協 社協会員募集へ協力	
8月	社協 子ども友遊まつりへ参加 地域清掃活動・夏祭り・納涼祭、綱引き・盆踊り・エイサー 子ども会夏休み自由研究講座・ラジオ体操への参加・社会見学	〇〇〇〇〇〇円
9月	敬老会（還暦・古稀・米寿）	〇〇〇〇〇〇円
10月	社協 赤い羽根募金運動へ協力	
	社協 老人会・女性会・子供会合同運動会	〇〇〇〇〇〇円
11月	社協 赤い羽根募金チャリティーグラウンドゴルフ大会	
	社協 社会福祉展（生きがい健康づくり作品展）	
12月	社協 歳末たすけあい運動へ協力 子ども会クリスマス会・望年交流会	〇〇〇〇〇〇円
1月	社協 福祉関係者新年の集い 新春もちつき会・成年祝い	〇〇〇〇〇〇円
2月	社協 生きがい健康づくりボランティア交流会へ参加	
	社協 社会福祉大会（講演会）	〇〇〇〇〇〇円
3月	決算・予算作成・実績報告・事務引き継ぎ	〇〇〇〇〇〇円
通年	社協 地域ミニデイサービス事業（4月～3月） 転倒予防・コツコツ貯金体操	〇〇〇〇〇〇円
	合 計	〇〇〇〇〇〇円

※助成金上限額は社協会費・共同募金実績により変動致します。事務局までお問合せ下さい

こんにちは！ 社協コミュニティソーシャルワーカーです。
私たちが、地域の福祉のネットワークづくりを応援します

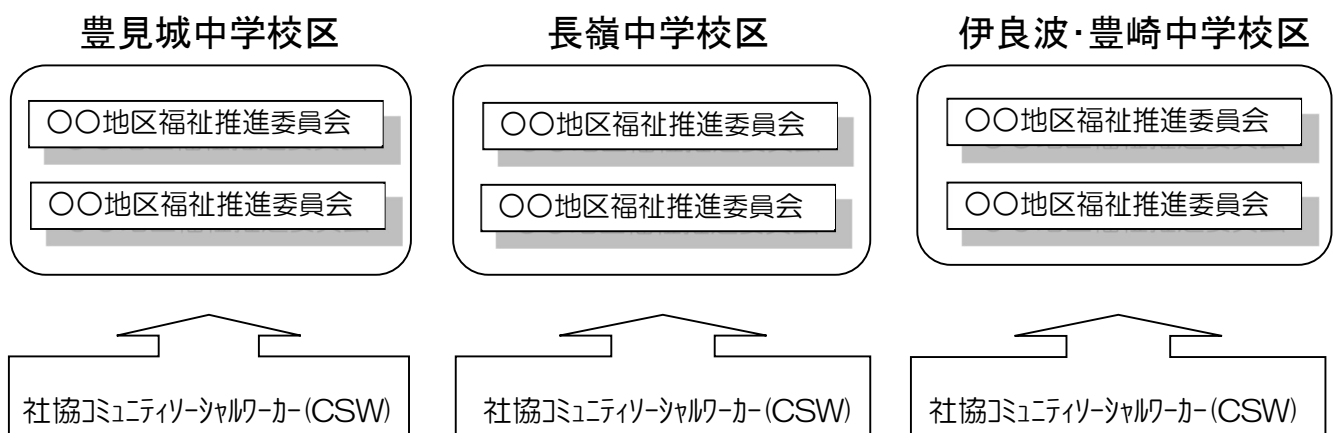


中学校区に、地区担当相談員（コミュニティソーシャルワーカー：CSW）を配置しています。

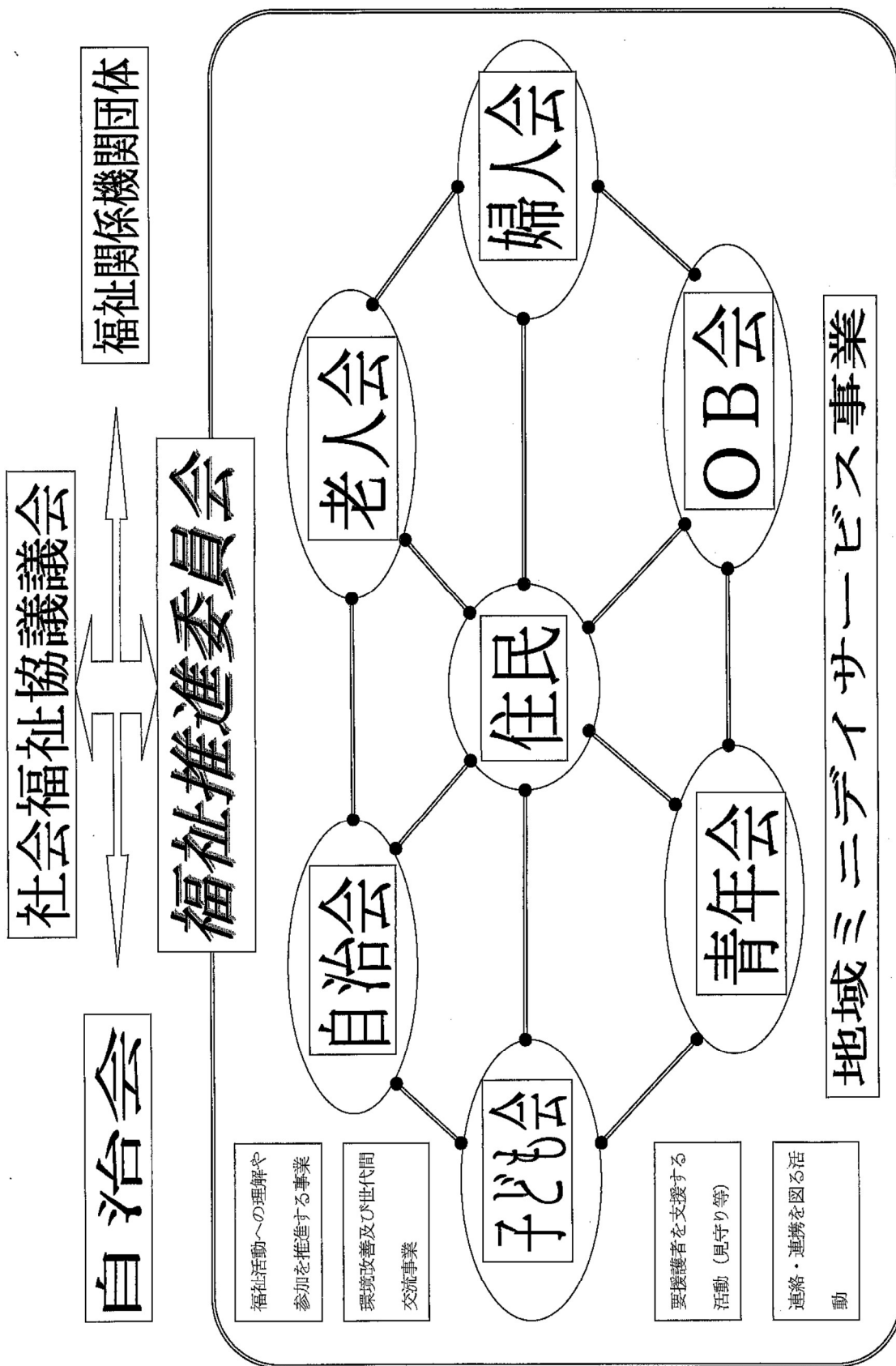
地区担当相談員は、『福祉推進委員会』と連携し、住民相互の助け合い・支え合う地域づくりを推進します。また、地域の福祉課題を総合的に把握して、福祉・保健・医療・教育の関係機関等と連携を図り、幼児から高齢者までの総合的な相談支援体制を推進します。

地区担当相談員（CSW）は、このような活動を行います。

- 福祉推進委員会活動の後方支援
 - ・ 地域で支援を必用とする方々の見守り活動・発見・相談等に対応
 - ・ 関係機関との連絡調整役
 - ・ 関係機関との連携による支援
 - ・ 民生委員児童委員と連携による支援
 - ・ 福祉課題へ対応するための勉強会・講習会への講師紹介など
 - ・ 事業の企画に関する助言や相談
- 地域の福祉力アップの講習会の開催
- 地域情報の発信（他地区の好事例の紹介など）



豊見城市社会福祉協議会



豊見城市社会福祉協議会

福祉のネットワークづくり推進事業実施要綱

1、目的

人は誰でも、本来自分の生まれ育った地域で生涯を終えたいとの欲求を持っており、援護を必要とする方々が在宅のままで福祉制度を活用しながら、近隣住民の暖かい支え合いによって自立した生活が営めるよう、自治会を単位とした福祉のネットワーク（近隣援助体制）づくりを図ることを目的とする。

2、実施主体

社会福祉法人 豊見城市社会福祉協議会

3、協力

豊見城市民生委員児童委員連合会

4、指定地区の名称

指定地区の名称は、〇〇（地域名）福祉推進委員会と称する。

5、指定期間

推進地区の指定期間は、指定の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。指定は継続することができるものとする。

6、指定地区の要件

指定地区は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- 1) 自治会長をはじめ、自治会の役員・女性会・老人クラブ等の各種団体の協力体制が得られること。
- 2) 地域福祉活動への先駆的・開拓的な取り組みが期待できる地区であること。
- 3) 自治会の積極的な支援が期待できること。
- 4) 継続して福祉のネットワーク活動が展開されること。

7、推進地区の活動

推進地区は、その地区の実情に合わせ独自の創意と計画に基づき、おおむね次の活動を行うものとする。

- 1) 地区の福祉ニーズを把握するための調整活動。
- 2) 地域住民の「福祉のこころ」を高めるための啓発活動。
【福祉のこころ：相手を思いやり、ふれあい支え合う心】
- 3) 近隣住民による援護を必要とする世帯の見守り援助体制の確立。
- 4) 援護を必要とする世帯への友愛訪問活動等の在宅福祉サービスの実施。
【友愛訪問：話し相手や声かけ等の見守り活動】
- 5) 援護を必要とする地域住民との交流会・激励会等の実施。

- 6) 地域ミニデイサービス事業の実施協力。
- 7) その他目的達成のための活動。

8、活動への支援

豊見城市社会福祉協議会（以下「豊見城市社協」という）は、推進地区の活動を充実するため、主体性を尊重しながら、活動の企画及び実践活動を指導するとともに、関係機関との連携のもとに推進地区活動を支援する。

9、推進地区への助成及びミニデイ活動費

- 1) 豊見城市社協は、推進地区へ助成を行う。
- 2) 地域ミニデイサービス事業（世代間交流活動、健康・教養講座など）開催への支援を行なうとともに、毎月ごとのミニデイ参加人数に応じたミニデイ活動費を支援する。

10、推進地区の指定申請

推進地区の指定を受けようとする地区は、推進地区指定申請書（様式第1号）により豊見城市社協会長宛て申請するものとする。

11、助成金の交付申請

- 1) 助成金は、推進地区助成金交付申請書（様式第2号）により、豊見城市社協宛て申請するものとする。

12、実績報告書の提出

推進地区は、毎年度終了後に、推進地区事業実績報告書（様式第3号）を作成して、指定する日までに豊見城市社協会長宛て提出するものとする。

附 則

- この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

社協福祉のネットワークづくり推進地区名簿

No.	福祉推進委員会名	結成年月日
1	嘉数 福祉推進委員会	1996年（平成8・2・29）
2	友和の会 豊見城 福祉推進委員会	1996年（平成8・3・9）
3	与根 福祉推進委員会	1996年（平成8・3・16）
4	金良 福祉推進委員会	1996年（平成8・6・14）
5	豊西 福祉推進委員会	1996年（平成8・6・15）
6	平和台 福祉推進委員会	1997年（平成9・11・26）
7	上田 福祉推進委員会	1997年（平成9・11・28）
8	豊見城ニュータウン 福祉推進委員会	1997年（平成9・12・13）
9	豊見城団地南 福祉推進委員会	1997年（平成9・12・21）
10	真玉橋 福祉推進委員会	1998年（平成10・5・1）
11	渡橋名 福祉推進委員会	1998年（平成10・8・8）
12	長堂 福祉推進委員会	1999年（平成11・2・21）
13	翁長 福祉推進委員会	1999年（平成11・2・21）
14	真玉橋団地 福祉推進委員会	2000年（平成12・5・18）
15	豊見城団地 福祉推進委員会	2000年（平成12・7・13）
16	伊良波 福祉推進委員会	2000年（平成12・10・1）
17	グリーンハイツ 福祉推進委員会	2001年（平成13・5・9）
18	名嘉地 福祉推進委員会	2001年（平成13・5・14）
19	我那覇 福祉推進委員会	2001年（平成13・6・27）
20	高安 福祉推進委員会	2002年（平成14・4・6）
21	根差部 福祉推進委員会	2002年（平成14・5・25）
22	県営真玉橋団地 福祉推進委員会	2002年（平成14・7・23）
23	宜保 福祉推進委員会	2002年（平成14・8・9）
24	保栄茂 福祉推進委員会	2002年（平成14・11・19）
25	渡嘉敷 福祉推進委員会	2003年（平成15・4・21）

豊見城市社会福祉協議会

社協福祉のネットワークづくり推進地区名簿

No.	福祉推進委員会名	結成年月日
26	饒波 福祉推進委員会	2003年（平成15・5・14）
27	県営渡橋名団地 福祉推進委員会	2003年（平成15・10・22）
28	エコシティーとはしな 福祉推進委員会	2004年（平成16・5・14）
29	上田山川 福祉推進委員会	2004年（平成16・5・31）
30	座安 福祉推進委員会	2004年（平成16・11・25）
31	高安台 福祉推進委員会	2005年（平成17・12・8）
32	希望ヶ丘自治会 福祉推進委員会	2006年（平成18・6・20）
33	桜ヶ丘ハイツ 福祉推進委員会	2009年（平成21・7・3）
34	平良 福祉推進委員会	2010年（平成22・8・4）
35	高嶺 福祉推進委員会	2011年（平成23・4・15）
36	とよみ 福祉推進委員会	2011年（平成23・4・21）
37	旭ヶ丘 福祉推進委員会	2011年（平成23・4・27）
38	上田県営団地 福祉推進委員	2013年（平成25・5・27）
39	嘉数ヶ丘 福祉推進委員	2013年（平成25・10・4）
40	北分譲 福祉推進委員	2016年（平成28・5・13）
41	県営豊見城団地 福祉推進委員	2019年（令和1・5・20）
42	豊崎 福祉推進委員	2022年（令和4・10・6）
43	夕-サイト`ハイツ自治会 福祉推進委員	2025年（令和7・4・26）
44	長嶺 福祉推進委員会	2025年（令和7・5・20）
45		
46		
47		
48		
	田頭、瀬長、県営豊見城高層住宅、	
	県営翁長高層住宅	

豊見城市社会福祉協議会



ふれあいネットワーク は、全国にネットワークを持ち、地域福祉を推進する社会福祉協議会をひとことで言い表したものです。



社会福祉法人 豊見城市社会福祉協議会
〒901-0212 豊見城市字平良 467-4
(市社会福祉センター内)
TEL:098-856-2782 FAX:098-856-2774